

一般財団法人総合研究奨励会の在り方の 見直しに関するご報告

一般財団法人総合研究奨励会（以下「総合研究奨励会」という。）については、本年 7 月 10 日に元役職員による不正行為の事実について公表した後、本学に設置した「プロジェクトチーム（外部の弁護士及び公認会計士をメンバーに加えたチーム）」が調査を継続し、このたび、ガバナンス上の問題点の検証を終えました。

その結果、総合研究奨励会は、産学連携活動の推進に一定の役割を果たしてきたが、

- ・ 工学系研究科、研究室、総合研究奨励会いずれの事業なのか、また、教員がどちらの活動をしているのかが必ずしも明確でない場合も見られ、何が適切なガバナンスの発揮なのかが判然としなくなってしまった側面もあったこと、
- ・ 工学系研究科で一定の役職がある教職員が、いわば自動的に理事及び監事の任務を負う組織構造となっていること、
- ・ 理事及び監事に大学教職員としての本務がある中で、一名の常勤の業務執行理事・事務局長に実務上の権限の集中が継続したこと、

等について、不正防止の観点からだけではなく、産学連携の推進という観点からも時代の要請に合致しないガバナンス構造となっており、総合研究奨励会が行う業務は、強固なガバナンスを備えた組織においてなされるべきものであることから、業務と組織の整理を行うことが不可欠であるとの結論を得ました（別添参照）。

上記の検証結果を踏まえ、工学系研究科においては、本部及び総合研究奨励会と一体となつて総合研究奨励会の在り方の見直しに取り組み、総合研究奨励会においては、9 月 1 日に発足した総合研究奨励会の新体制（全ての理事及び監事が学外者に交代）の下で、今年度末の解散を前提に、業務の整理を進めることとしたので、お知らせします。

解散までの間に行うことが必要な業務の遂行については、会計管理の厳格化や監査・モニタリングの充実等の是正措置を図ったうえで実施するとともに、業務の整理にあたっては、関係者に丁寧に説明や協議を行いながら、他団体への移管又は廃止を進めることとしています。

なお、総合研究奨励会においても、本日、業務の整理等について公表しております。

総合研究奨励会における業務移管等については、引き続き、工学系研究科としましても、本部及び総合研究奨励会と一体となり、関係者と協議しながら進めてまいります。これにより、適切なガバナンス体制の下で、必要な産学連携活動の活性化を図ってまいります。

参考 URL :

総合研究奨励会による本件についての御報告「一般財団法人総合研究奨励会における不正行為
発覚後の対応状況等について」

<https://www.erf.or.jp/>

東京大学による本件についての御報告

<https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/press/>

【本件に関する問合せ先】

東京大学本部コミュニケーション戦略課

Tel : 03-3811-3393

E-mail : pr.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(別 添)

2026 年 9 月 11 日

国立大学法人東京大学

一般財団法人総合研究奨励会におけるガバナンスの問題点について

1. 総合研究奨励会のガバナンス体制 (2026 年 7 月 10 日現在)

(1) 役員等

理事：11 名全員が東京大学の教授（9 名：工学系研究科、1 名：情報理工学系研究科、1 名：新領域創成科学研究科）

監事：2 名（1 名：工学系研究科の教授、1 名：工学系・情報理工学系等前事務部長）

評議員：6 名全員が工学系研究科の教授

(2) 理事等の選任方法

慣例上、工学系研究科の役職に応じて、自らの意思と関係なく、いわば自動的に理事等の任務を負う（例えば、工学系研究科長が代表理事を、工学系研究科附属総合研究機構長が常任理事を、工学系研究科の副研究科長や研究科長特別補佐といった役職に就いた者が理事を務める。）

(3) 業務執行の状況とガバナンス機能発揮の評価

産学連携に関する様々な仕組みが整っていない時代から、工学系研究科と共に活動を行ってきた背景がある中、総合研究奨励会は本学とは別法人であるものの、工学系研究科、研究室、総合研究奨励会いずれの事業なのか、また、教員がどちらの活動をしているのか、必ずしも明確でない場合も見られた。このことにより、何が適切なガバナンスの発揮なのかが判然としなくなってしまう側面もあった。

また、元業務執行理事・事務局長の X 氏以外の役員は、(1) 及び (2) のとおり本学で本務を有する教職員であり、実際に業務を執行していた理事は X 氏のみであったと認められる。

X 氏は業務遂行にあたって、他の理事に帳票についての確認やコメントを求め、また、税理士による確認を受けながら業務を進めている旨の報告をするなど、役員を務める教職員においては、X 氏について、実務を任せても特段の問題はないという認識が一定程度形成されていたものと考えられる。

こういった状況で、貸借対照表、正味財産増減計算書、決算報告書類などだけでは判明しない、理事らに気づかれないように行われていた不正行為を早期に見抜き、未然に牽制するのは困難であったと考える。すなわち、総合研究奨励会においては、形式的なガバナンス体制は存在しているものの、実質的な機能を発揮できていない状況であったと評価せざるを得ない。

2. 総合研究奨励会の「構造」の問題

X 氏による多額の不正を見過ごすことになった点について、一般財団法人の理事等に課される法的義務の観点から形式的に当てはめると、理事等がその職責を果たしていなかったという善管注意義務の問題がある。この点について、総合研究奨励会においては、1 (3) に述べたとおり、一般財団法人の制度が想定しているガバナンスの実質的な機能を発揮することが不可能な状況であり、その状況下で、大学教職員の理事ら個々の責任を問い、その職務（経理処理の

適切性に対する監視・監督業務など）の善管注意義務を果たすよう求めても、実質的な解決に至ることは期待しにくかったと考えられる。

以上、総合研究奨励会におけるガバナンス上の問題点としては、まず、工学系研究科、研究室、総合研究奨励会いずれの事業か、教職員がどちらの立場で活動しているか、必ずしも明確でない場合もあるといった、適切なガバナンスを発揮し難い状態で活動を行っていたことがある。そして、いわば自動的に工学系研究科の教職員が理事や監事の任務を負ってきたという長年の慣行にも問題があったと言える。

つまり、先般の不正を見逃すこととなってしまったのは、上記の「仕組み」で長年運営してきたことによるものと言え、その「仕組み」自体が総合研究奨励会の「構造問題」であったと考えられる。

3. 総合研究奨励会の在り方について

総合研究奨励会の「構造問題」は、不正防止の観点からだけではなく、産学連携の推進という観点からも時代の要請に合致しないものになっている。すなわち、近年、大学が産業界と連携することの重要性、必要性は益々高まっており、活動量や取り扱う金額規模も大きくなっている。

この状況に鑑みると、総合研究奨励会において行っている業務は、先般の不正事案に見られるような、属人的な事務処理に頼るのではなく、専門性のある外部人材の活用も含め、実務に通じる複数の者で運営される、強固なガバナンスを備えた組織においてなされるべきものと考ええる。

総合研究奨励会については、上記趣旨を踏まえ、2に述べた「仕組み」自体を解消し、業務と組織の整理を行うことが不可欠である。